

商品概要説明書

住宅ローン（借換コース）（KHL）

（平成 30 年 7 月 1 日現在）

商品名	住宅ローン（借換コース）（KHL）
ご利用いただける方	<p>○JAの組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の20歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。</p> <p>○前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○勤続（または営業）年数が1年以上の方。</p> <p>○団体信用生命共済に加入できる方。</p> <p>○JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他JAが定める条件を満たしている方。</p> <p>○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。</p> <p>①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用</p> <p>②お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用</p>
借入金額	<p>○10万円以上1億円以内とし、1万円単位とします。</p> <p>ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持分比率の範囲内とします。</p>
借入期間	<p>○3年以上35年以内とし、1年単位とします。</p> <p>ただし、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利選択型】</p> <p>当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただけます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申し出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申し出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート/住宅ローンプライムレートⅡ型）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（長期プライムレート/住宅ローンプライムレートⅡ型）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p>

	<p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート/住宅ローンプライムレートⅡ型）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。</p>												
<p>返済方法</p>	<p>○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者で、他金融機関からお借入中の住宅資金が年2回返済方式の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○元利均等返済において、変動金利型（新償還額方式）の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。</p>												
<p>担保</p>	<p>○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。</p> <p>○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済（保険）にご加入のうえ、火災共済（保険）金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。</p>												
<p>保証人</p>	<p>○JAが指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>												
<p>保証料</p>	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.10%、0.15%、0.20%、0.25%、0.30%、0.35%、0.40%のいずれか。）。</p> <p>【お借入額1,000万円あたりの一括支払保証料（0.20%）（例）】</p> <table border="1" data-bbox="459 1570 1254 1671"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>10年</td> <td>20年</td> <td>25年</td> <td>30年</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>85,450</td> <td>148,380</td> <td>172,610</td> <td>191,370</td> <td>206,140</td> </tr> </table> <p>②分割払い</p> <p>お客様からJAへお支払いいただく利息の中からJAが保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年0.10%～0.40%上乗せされた利率が適用されます。</p>	お借入期間	10年	20年	25年	30年	35年	保証料（円）	85,450	148,380	172,610	191,370	206,140
お借入期間	10年	20年	25年	30年	35年								
保証料（円）	85,450	148,380	172,610	191,370	206,140								

団体信用生命共済	<p>○ J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。</p> <p>共済掛金は J A が負担いたします。</p> <p>なお、特約付団体信用生命共済を選択される場合は、お借入利率に J A 所定の利率を加算します。</p> <table border="1" data-bbox="459 371 1267 568"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>利率の加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算する利率は J A によって異なりますので、詳しくは J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>	団体信用生命共済名	利率の加算	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	あり	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	あり
団体信用生命共済名	利率の加算								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	あり								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	あり								
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。</p> <p>ご利用にあたってはお借入利率に J A 所定の利率を加算します。</p> <p>※加算する利率は J A によって異なりますので、詳しくは J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>								
手数料	<p>○次の手数料が必要となります。なお、手数料は J A によって異なりますので、詳しくは J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資実行手数料 ・一部繰上返済手数料 ・全額繰上返済手数料 ・条件変更手数料 ・取扱手数料（固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合） <p>○ご融資の際、保証機関に対して 32,400 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お申込みいただきました J A にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。「お申込みいただきました J A」または「J A バンク相談所」にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ <p>※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。</p> <p>詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>								
その他	<p>○お申込みに際しては、J A および J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>								